

統計制度部会の審議状況について（統計法施行規則の一部改正）（報告）
第 128 回統計委員会（11 月 22 日）報告資料

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
<p>1. 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」</p> <p>※調査票情報の提供範囲の明確化に関する論点(1)②は「3」において審議。</p> <p>(1)①調査票情報等の具体的な利活用の範囲(相当の公益性を有する統計の作成等)として適当なものか</p> <p>(1)③統計調査の対象者(国民、企業等)に係る情報の保護の観点からみて問題はないか</p>	<p>○改正法第 33 条の 2 第 1 項の規定による調査票情報の提供が可能な場合については、改正規則案第 11 条第 1 項各号(改正法第 33 条第 1 項第 2 号関係)に対応する形で、高等教育を行う機関若しくはその教員が責任を持って統計の作成等を行う場合又は公益法人の公益事業としてチェックされる場合のように、認めて良いと考えられるものについてできるだけ明確に改正規則案第 19 条第 1 項第 1 号イ(1)～(3)で規定し、規定しきれないものために同号イ(4)をバスケット規定として規定(バスケット規定で対応すべきものについてはガイドライン等で例示することを想定)</p> <p>○調査票情報の提供等の「公益性」にかんがみ、提供を受けた者が自ら公表することを要件として規定</p> <p>○統計調査によって集められた調査票情報を用いて、「個人及び法人の権利利益、国の安全等」を害す</p>	<p>(1)①調査票情報等の具体的な利活用の範囲(相当の公益性を有する統計の作成等)として適当なものか、(1)③統計調査の対象者(国民、企業等)に係る情報の保護の観点からみて問題はないかとの論点から、以下の点について、重点的に審議。</p> <p>(1) 専修学校(専門課程)及び教員について</p> <p>1) 専修学校(専門課程)及びその教員について、第 1 回部会における審議を踏まえ、以下の 2 案に整理。</p> <p>第 2 回部会で両案について審議した結果、部会としての案をまとめるには至らなかったため、第 3 回以降の部会において引き続き審議。</p> <p><案 1：改正規則案を適当とし、当該規定の解釈として一定の整理をする案></p> <p>○改正規則案のとおり、第 19 条第 1 項第 1 号イ(1)～(3)に専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含むことが適当とした上で、案第 19 条第 1 項第 1 号の「<u>学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等</u>」の具体的内容として、提供を受けようとする者(委託や補助の場合は受託者や補助を受ける者)の研究実績、例えば、組織(大学等、公益社団法人又は公益財団)であれば、その具体的な研究実績、大学など組織に所属する教員であれば、当該者の「<u>学位</u>」、「<u>査読付き論文の実績</u>」、「<u>当該組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書</u>」等、比較的分かりやすい要件を設定し、専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含めた(1)～(3)の全体に対し、<u>学術研究の発展に資するものであることを実質的に求める</u>。当案の場合、「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容については省令の解釈としてガイドライン等によって示すこととし、この要件を満たさない場合には、その者に調査票情報を提供しないといった対応を併せて求める。</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
	<p>る」ことは、統計法の目的(法第1条「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」)から許されるべきものではないことから、そのようなおそれがないことを要件として規定</p> <p>○調査票情報等を適正に管理するための措置が講じられていること((現行の)統計法においては省令委任事項とはなっていないが現行規則でも提供等の抽象的な要件として採用(法第 33 条関係及び第 36 条関係))</p> <p>○調査票情報の提供等ができない場合をできるだけ明確にする趣旨から欠格事由を規定</p>	<p><案 2：改正規則案に修正を求める案></p> <p>○<u>第 19 条第 1 項第 1 号イ(1)～(3)について、実質的判断に重きを置く案 1 とは異なり、調査票情報の提供範囲が明確となるよう、同号イ(1)～(3)に専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員を含まない形での修正を求めるもの。</u>この場合においても、同号イ(2)の教員(大学又は高等専門学校に所属する教員)に対しては、第 19 条第 1 項第 1 号の「<u>学术研究の発展に資すると認められる統計の作成等</u>」の具体的内容として、「<u>当該組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書</u>」を求めることが適当と考える。<u>専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員が行う研究については、調査票情報の提供の範囲から外すものではなく、個別に学术研究の発展に資するものかを実質的に判断するものとし、同号イ(4)の「行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、…相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等」の要件に該当するか確認するものとする。</u>この場合として具体的にどのような場合が想定されるのかについては、省令の解釈としてガイドライン等によって示すことも併せて求めるものとする。</p> <p>※ 第 2 回部会の審議における主な意見は以下のとおり。 (案 1 を適当する意見)</p> <p>○調査票情報の提供拡大はオンライン利用が前提という制度設計であることと、今般の改正はより多くの利活用を進めるものと理解。ただし、国勢調査に協力する国民に疑念を抱かれないようにすることが重要。</p> <p>○調査票情報にも色々あって、国勢統計などの基幹統計もあれば一般統計もある。監視カメラの設置やスマホの持ち込み禁止などはあると思うが、頭の中に記憶されることを防げることはできないことを考えると、基準として明確なのは案 2 だと思う。ただし、案 2 として実質的に判断するには、改正規則案第 19 条第 1 項第 1 号イ(4)の要件はかなり高いハードルと思われる。利活用を進めるという改正の趣旨と、どこにいても研究したいという人はいるということを考えると、案 1 とした上で、実質的に審査するというのではないかと。また、実務的に難しいのであれば意見としないが、例えばガイドライン等で規則の具体的解釈として、調査票情報のリスクに応じて提供できる範囲を制限するようなことも考えられるのではないかと。</p> <p>○専修学校の教員の研究状況は知らないが、潜在的な話として、今後、ビッグデータの分析を行う、あるいはデータサイエンティストを養成する専門学校のようなものが出来てくる可能性はあるので</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
		<p>はないか。また、現状実績がなくとも、条文に明記することで、積極的に利用しようとする者がでてくるかもしれない。</p> <p>(案2を適当とする意見)</p> <p>○専修学校の教員の研究の機会を閉ざすのはどうか。ただし、専修学校の教員の調査票情報に関するニーズは少ないように思え、大学・高等専門学校と専修学校の教員の学位の違いを確認し、悩ましいが、慎重にスタートするのが良いと思う。案2の場合であっても専修学校の教員の研究の機会を閉ざすものではないことを担保するのが良い。色々な事例が蓄積されていく中で、共同研究（なら利用可能であるため）の機運が高まることにも期待。統計人材の裾野を広げるといふ未来志向も重要なので、案1として、ガイドライン等や運用面の工夫をするという考え方に反対するものではない。一方で、重要な調査である国勢調査の実施に当たって、答えにくさを訴える方がいるのも事実。案1にするとしても法律、規則、ガイドライン等における総合的なきめ細かな配慮が重要。</p> <p>○案1に大きく反対するものではないが、調査票情報には個人情報が含まれることを考えると、利用ニーズが高くないところはまずは外し、最初は小さく始めるべきではないか。大学教員との共同研究であれば調査票情報を使った研究はできるので、案2であっても大きな不利益はないと考える。専修学校の教員の扱いについては、実際にニーズがあれば、改めて検討すれば良い。</p> <p>2)教員の範囲については、1)の審議も踏まえ、改正規則案は適当とし、組織としての裏書を調査票情報の提供をする場合の要件とする方向（詳細は、以下のとおり）。</p> <p>○大学等に所属する教員については、当該大学等にいわゆる専任として所属している方から、非常勤教員まで、非常勤教員といわれる教員も常勤教員に近い方もいれば、大学等との関係が非常に薄いながら非常勤教員の肩書きを持っている方もおり、教員が行う統計の作成等といっても「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」であることの推定が難しい場合があることを踏まえ、所属する組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏書がある場合であれば、「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」として、一定の明確な判断が可能ではないかと考える。したがって、この部分についての改正規則案は適当とし、このような組織としての裏書を、調査票情報の提供をする場合の要件である「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」の具体的内容とするとし、省令の解釈としてガイドライン等によって示すことを求める。</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
	<p>○法第 34 条第1項の統計の作成等の範囲については、平成 28 年2月の規則の改正で範囲を拡げた部分はそのまま（下記の教育目的を除く）とし、加えて、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動）のいずれかに関する統計の作成等で、当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に寄与するものである場合には委託に応じることができるものと規定</p> <p>○教育目的は、委託による統計の作成等の場合は教育レベルに応じた制限をする必要性は低いと考えられるものの、これまで高等教育に限定してきた経緯とニーズを踏まえ、まずは高等学校レベルまで拡大</p> <p>○法第 36 条第1項の匿名データの提供の範囲については、現行規則で認められている範囲はそのままとし、委託による統計の作成等と同様に範囲を拡大</p>	<p>(2) オーダーメイド集計や匿名データの提供の範囲の拡大については、改正規則案を適当とする方向（詳細は、以下のとおり）。</p> <p>○現行の総務省令では、それらの範囲について、学術研究や高等教育の発展に資する場合等に限定されている。</p> <p><u>オーダーメイド集計や匿名データの提供については、平成 19 年の法改正により調査票情報の二次的利用制度として導入されたもの。統計法の施行状況として統計委員会にも報告されてきたように、制度導入後 10 年間にわたり安定して運用されてきた。また、これらの制度は、調査票情報自体が提供されるものではないことから、国民の統計調査に対する信頼を損なうおそれが小さいと考えられる。</u></p> <p>今般の統計法の改正の議論において、これらの制度については運用として提供対象を拡大する方向で説明がされ、改正規則案はその内容に沿っていると評価できる。なお、統計法の改正により、調査票情報の提供と同様、提供等に係る公表制度が措置されたこと、匿名データについては省令レベルで適正管理措置を定めるとされているところ。</p> <p><u>以上を踏まえると、諮問された改正規則案のオーダーメイド集計や匿名データの提供の範囲の拡大に係る部分については、適当と考える。</u></p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
<p>2. 調査票情報等の適正管理措置</p> <p>※適正管理措置の主体の明確化に関する論点</p> <p>((2)②)は「3」において審議。</p> <p>(2)①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか。</p> <p>(2)④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか</p>	<p>○調査票情報の適正管理措置と匿名データの適正管理措置は書き分けて規定(組織的管理措置のうち自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査、その他の管理措置のうち委託先の確認・監督については、匿名データの適正管理措置としては採用しない)</p> <p>○調査票情報の提供を受けた者の適正管理措置のうち物理的管理措置は、改正法第33条第1項の規定によるものについては、その公益性の高さを踏まえ規定</p> <p>○適正管理措置(物理的管理措置)のうち「調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること」は、改正法第42条の規定により調査票情報(又は匿名データ)の提供を受けた者の場合は、「調査票情報(又は匿名データ)の取扱いに係る機器の盗難防止ための措置を講ずること」と規定</p>	<p>(2)①保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか、④改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないかとの論点からは、改正規則案を適当とする方向(詳細は、以下のとおり)。</p> <p>○<u>調査票情報の適正管理措置と特定の個人又は法人等を識別できないように加工した匿名データの適正管理措置を書き分けて規定しており、例えば、匿名データに対して過重な負担を求めないといった実務上の配慮がなされていると考える。</u></p> <p>また、新たに創設された法第33条の2の規定による調査票情報の提供については、運用上、オンライン施設(調査票情報を画面上で閲覧することのみができるものであり、当該情報を外部に持ち出すことができない施設)の利用を想定しているものとの説明を受けた。この場合の調査票情報の適正管理措置として、物理的措置として調査票情報を取り扱う区画への立ち入りの制限措置(入退室管理を行うこと等)はもちろんのこと、当該区画の常時監視措置(オンライン施設において監視カメラの設置を行うこと等)の条件が課されており、オンライン施設での利用を前提としたレベルでの適正管理措置となっていると考えられる。</p> <p>以上を含め、適正管理措置として定められた改正規則案をみると、<u>保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置、及び改正法の趣旨を踏まえた調査票情報や匿名データの利活用の推進に関し、実務に配慮した内容と考えられ、この部分については適当と考える。</u></p> <p>※このほか、第2回部会の審議において、以下の意見がみられた(主な意見)。</p> <p>○現在あるオンライン施設の一つは、定期的な監査もされており、国際的水準で運用されていると思う。問題は、利用できる情報が限られていること。全ての調査票情報を利用できるようになってはじめて本格運用となるのではないか。</p> <p>○オンライン施設の試行において、これまで特段の不正や問題が起きていないのであれば、案のとおりで問題ないと思うが、一方で、研究者としてはUSBが使えない、時間の制約があるなど使いづらい面があるのも事実。研究者の倫理や意識の高揚が必要。</p> <p>○適正管理措置の枠の中ではあるが、利便性にも考慮する必要。調査票情報は需要の大きなものから</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
		<p>整備していただきたい。</p> <p>○研究者の倫理に任せるのか、厳しく規制するのがあると思うが、最初は厳しくやった方がよい。</p>
<p>(2) ③他制度と比較して必要十分な措置となっているか</p>	<p>○個人情報保護法ガイドライン(通則編)(平成 28 年 11 月(平成 29 年3月一部改正)個人情報保護委員会)で採用されている安全管理措置の категория(組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)を基本に、各主体が適正管理措置として講ずべき内容を省令レベルにどの程度書くのが適当かを考え、適正管理措置を主体ごとに書き分けて規定</p> <p>○措置の内容としては、現在の調査票情報等の適正管理に係る運用(ガイドライン)を踏まえつつ、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成 30 年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号)第6条に規定されているものを参考にする(同規則においても上記の categoria を採用)</p>	<p>(2) ③他制度と比較して必要十分な措置となっているかとの論点からは、改正規則案を適当とする方向(詳細は、以下のとおり)。</p> <p>○個人情報保護法ガイドラインで採用されている安全管理措置の categoria を基本に、各主体が適正管理措置として講ずべき内容が、主体ごとに書き分けて規定されていること。</p> <p>○措置の内容として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条の規定を参考としていること。</p> <p>○以上を踏まえ、適正管理措置として定められた改正規則案をみると、<u>他制度と比較して必要十分な適正管理措置となっていると考えられ、この部分については適当と考える。</u></p> <p>※このほか、第2回部会の審議において、以下の意見がみられた(主な意見)。</p> <p>○大学によっては、科研費等の資金は大学が管理している。このような場合、その研究が大学のものなのか個人のものなのかきれいに切り分けられるのか。実務に混乱が起きないようにして欲しい。</p> <p>○大学によって科研費の扱いに差があると考えられるので、組織として受けているかどうかの理解も異なっていると思うので、統一的なマニュアルが必要。</p> <p>○改正規則案第42条で、それ以外の管理措置として、業務を委託するときのことも書いてある。委託の扱いについては格別の配慮が必要。</p> <p>○個人情報の問題の多くは委託先で起きているもの。</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
<p>3. 調査票情報の提供範囲や適正管理措置の明確性</p> <p>(1)②調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準(範囲)となっているか</p> <p>(2)②どの主体がどのような適正の管理措置に果たすべきか明確になっているか</p>	<p>(1)調査票情報の提供範囲 改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供が可能な場合については、改正規則案第11条第1項各号(改正法第33条第1項第2号関係)に対応する形でできるだけ明確に省令で規定</p> <p>(2)適正管理措置 改正法第39条及び第42条において、適正管理措置を講ずべき主体ごとに規定されていることを踏まえ、各主体が適正管理措置として講ずべき内容を省令レベルにどの程度書くのが適当かを考え、適正管理措置を主体ごとに書き分けて規定</p>	<p>(1)②調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準(範囲)となっているか、(2)②どの主体がどのような適正の管理措置を果たすべきか明確になっているかとの論点からは、改正規則案を適当とするが、省令の解釈を示すガイドライン等において、分かりやすい説明に努めてもらうとともに、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページに掲載することを求める方向(詳細は、以下のとおり)。</p> <p>○改正規則案は主体ごとに適正管理措置が細かく規定されているが、調査票情報の提供を受ける者との関係で分かりにくい面があること。</p> <p>○一方、改正規則案において分かりやすく規定することに一定の限界があることは理解できること</p> <p>○これらを踏まえ、国民に対して分かりやすい制度説明を行う運用上の努力を求めることが適当と考えられ、改正規則案は適当とするが、省令の解釈を示すガイドライン等において、分かりやすい説明に努めてもらうとともに、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページに掲載することを求めることが必要と考える。</p> <p>※このほか、第2回部会の審議において、以下の意見がみられた(主な意見)。</p> <p>○条文だけではどのような場合に誰が措置を講じなければならないのか分かりにくいところもあるので、マニュアルがないと運用で混乱する。</p> <p>○分かりやすさということについては、表やフローチャートで整理することが重要。</p>
<p>4. 調査票情報の提供等に関する手続等</p>	<p>○匿名データの提供に係る手続規定(現行規則第16条及び第17条並びに関係告示)を参考に規定</p> <p>○調査票情報の提供の欠格事由に係る事項や提供要件の該当性</p>	<p>(3)①調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か、(3)④他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないかとの論点からは、改正規則案を適当とする方向(詳細は以下のとおり)。</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
<p>(3)①調査票情報の提供等の条件を確認する 手続として必要十分か</p> <p>(3)④他制度と比較して 適正な手続か。過重な手 続となっていないか</p> <p>(3)②提供される調査票 情報等の適正管理措置 について確認する手続 として必要十分か</p>	<p>に係る事項を追加</p> <p>○手数料に係る手続については、手数料を徴収することについて、改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供の場合、改正法第34条第1項の規定による委託による統計の作成等の場合、改正法第36条第1項の規定による匿名データの提供の場合のみ記載</p> <p>○改正規則案では、提供等に係る契約締結に至るまでの手続を規定</p>	<p>○新たに規定される調査票情報の提供の手続については、<u>匿名データの提供手続に係る現行の規則を参考</u>にし、提供を依頼しようとする者が、申出者の情報や調査票情報の利用目的等を申出書に記載して提出することとされており、10年の運用実績を持つ匿名データの提供制度に準じた手続であり、適切と判断される。</p> <p>○また、<u>調査票情報の提供の欠格事由に該当しない旨を記載させることとしていること</u>、さらに、調査票情報の提供に係る要件該当性を確認するため、調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間等を確認することとしていることから、これらを勘案すると、<u>調査票情報の提供の条件を確認する手続として必要十分であり、他制度と比較して不明確であるものではない</u>。また、過重な手続にもなっていないと判断できる。部会配布資料2の25ページは改正規則案第8条についての説明であるが、第17条についても同様と評価できる。</p> <p>○オーダーメイド集計及び匿名データの提供の手続に係る改正規則案についても、上記を踏まえたものであり、調査票情報の提供の手続と同様の評価ができる。</p> <p>(3)②提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分かとの論点からは、改正規則案を適当とする方向（詳細は以下のとおり）。</p> <p>○第8条第1項第1号から第8号までにおいて、申出書に申出者の情報、調査票情報の利用場所・目的等を記載させること。</p> <p>○同項第9号において、<u>調査票情報の提供の欠格事由に該当しない旨を記載させることとしていること</u>。</p> <p>○さらに、同項第10号において、調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容を記載させること。</p> <p>○これらを勘案すると、<u>提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として過不足なく必要十分な手続であると判断できる</u>。</p> <p>○第17条や匿名データの提供の手続に係る改正規則案についても、上記を踏まえたものであり、同様の評価ができる。</p> <p>※このほか、第2回部会の審議において、以下の意見がみられた（主な意見）。</p> <p>○成果を公表する際、当初の目的に合致しているかという審査をするのか。データを留保するか、</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
		<p>違った形で利用するというようなことは確認するのか。</p> <p>○科研費なら報告書を作成するが、論文の場合、学術誌に載らないこともあるし、ポスター発表、学会発表もある。印刷まで求めることになるのか。</p> <p>○査読ではねられたものについてどこまで求めるのか。自費での印刷まで求める趣旨なのか。また、違反事例は公表されれば分かるということだが、よほど目立つような違反があった場合に何が出来るのか。</p> <p>○申請時の目的と違う目的の利用は許されないのか。別目的であっても学術研究の発展に資するものであれば許されるのか。</p> <p>○目的を変更する場合、契約締結まではせずとも届出で事後的に報告すればよいのではないか。</p> <p>○新たなオンライン利用では、試行錯誤が許されている。その幅の中でフレキシブルに対応するということではないか。</p>
<p>5. 調査票情報の提供等に関する公表手続・事項（非諮問事項）</p> <p>(3)③手続等に係る改正規則案により、調査票情報の提供等の透明性が図られているか</p>	<p>(1段階目の公表について)</p> <p>○公表時期は、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」等ではなく明確に時期を区切る規定振り（「〇月以内に」等）が、透明性の確保の趣旨から妥当であることから、「一月以内に公表」とする</p> <p>○省令で規定する公表事項としては、「いつ」、「誰(どのような人)が」、「どのような目的で」を情報として補完する観点から、「提供年月日(いつ提供したか)」、「職業(提供を受けた者が個人の場合、その個人がどのような者か(法人等の場合、当該法人等の名称が公表されればどのような活動をしているのか分かることを想定))」、「利用目的(どのような目的で提供を受けたか)」を規定</p> <p>(2段階目の公表について)</p> <p>○公表時期は、1段階目と合わせ</p>	<p>諮問事項ではないが、諮問者から、以下の点について見解を求められたため、答申とは異なることを明確にした上で、見解を示す方向。</p> <p>①申出人の職業の公表については、適当。また、所属も公表すべきでないか。</p> <p>○統計調査の信頼を確保するため、利用の拡大は透明性の強化とセットで進めていくことが必要。</p> <p>○情報を利用する以上、どのような職業の人が情報を利用するのかについて明示することが必要。</p> <p>○学会発表では所属・職位まで明らかにしている。非常勤講師が謙虚に無職とすることもあるかもしれないが、<u>貴重な調査票情報を利用する以上、所属が明らかにされることが望ましい。</u></p> <p>○<u>所属が明らかにされて困る人はいないのではないか。</u></p> <p>○公表の結果、個人が特定されても問題はないという前提で良いか。所属を出せば個人がほぼ特定されるが、良いのであれば、<u>所属を出してよいのではないか。</u></p> <p>②2段階目の公表を原則3ヶ月以内とすることについては適当。</p> <p>○研究者としての経験から無理のない期間。</p> <p>○大学等の博士の学位を取得する際に提出した論文の内容の要旨等の公表期間と同じであるため適当。</p> <p>※このほか、第2回部会の審議において、以下の意見がみられた（主な意見）。</p> <p>○改正規則案第8条第1項第3号ロで、申請事項として、職業、所属、職名を求めているが、その中</p>

項目・論点	主な改正概要	審議の状況
	<p>る規定振り(「〇〇以内に公表」)が 適当</p> <p>○公表時期は、公表に際して、公表の主体(行政機関又は指定独立行政法人等)が公表内容(統計又は統計的研究の内容)について一定の判断(その概要の公表を許容している法の趣旨)をするため一定の期間が必要→「三月以内に公表」とする</p> <p>○公表時期は、提出された統計等を用いた学术论文の発表時期よりも遅くすることが出来るようにするため、例外なく「〇〇以内に公表」という形にしないことが適当なことから、「原則として・・・〇〇以内に公表」とする</p> <p>○省令で規定する公表事項は、成果の社会への還元の趣旨を踏まえ情報を補完する観点から、1段階目の公表事項に加え、「統計の作成等に直接利用した調査票情報に係る情報(どのような情報を利用して統計の作成等が行われたのか明確にする趣旨)」や「学術研究の成果としての発表の所在情報等」、を規定</p>	<p>で職業を公表事項とする趣旨は、国民の信頼の確保のため可視できるものとする事なのか、利用者に自覚を促す事なのか。職業はどの程度抽象的なものか。「無職」の場合はどうするのか。</p> <p>○公表する情報は、申請されたものをそのまま出すのか。それとも申請時から内容が変わっても良いのか。</p>

※ 第1回は平成30年11月9日(金)、第2回は11月16日(金)に開催。次回は12月7日(金)に開催予定(この他、11月30日(金)が予備日)。